

吹田市における個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき、吹田市が行う処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

なお、本基準は、随時、適切な見直しを行っていくものとする。

第 1 開示決定等の審査基準

法第 82 条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

（開示請求に対する措置）

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 1 開示する旨の決定（本条第 1 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため、特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき（法第 80 条）。
- 2 開示しない旨の決定（本条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報がすべて不開示情報に該当する場合（開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている

場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。)

- (2) 開示請求に係る保有個人情報の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第 81 条）
- (3) 開示請求に係る保有個人情報を本市の機関（議会を除く。以下「本市の機関」という。）において保有していない場合又は開示請求の対象が法第 124 条第 2 項に規定する保有個人情報（情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ、分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるため、その中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものに該当する場合若しくは法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報に該当しない場合
- (4) 開示請求の対象が法第 124 条第 1 項に規定する刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官、若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）に該当する場合又は法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの（訴訟に関する書類等）である場合
- (5) 開示請求書に法第 77 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第 2 項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること（未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
- (6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の本市の機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。本市の機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3 前 2 項の判断に当たっては、保有個人情報に該当するかどうかの判断は「第 2 保有個人情報該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第 3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第 4 部分開示に関する判断基準」に、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれ

ている場合に、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認め、開示するかどうかの判断は「第5 裁量的開示に関する判断基準」に、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

- 4 開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれ又は国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない。

第2 保有個人情報該当性に関する判断基準

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(定義)

第六十条 この章及び第八章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第八章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第二条第二項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

1 「個人情報」について

- (1) 「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であって、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（法第2条第1項第1号）、又は「個人識別符号が含まれるもの」（同項第2号）をいう。
- (2) 法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。また、この場合には、当該情報は、開示等請求の対象となる。
- (3) 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識

別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

また、当該情報は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

- (4) 法人等の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。
- (5) 「他の情報と容易に照合することができ」とは、本市の機関の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。
- (6) 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別することができるものとして政令に定められた文字、番号、記号その他の符号をいい（法第2条第2項）、次のア又はイのいずれかに該当するものが含まれる情報は個人情報となる。（例示ではなく限定列举）。

ア 次に掲げる身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

(ア) DNAを構成する塩基の配列

(イ) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

(ウ) 虹彩の表面の起状により形成される線状の模様

(エ) 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

(オ) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

(カ) 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まる静脈の形状

(キ) 指紋又は掌紋

イ サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる次に掲げる符号

(ア) 旅券の番号 (イ) 基礎年金番号 (ウ) 運転免許証の番号

(エ) 住民票コード (オ) 個人番号 (カ) 在留カードの番号

(キ) 特別永住者証明書の番号

(ク) 国民健康保険等の保険制度の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号

- (7) 「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の記述等が含まれる個人情報をい

う。(法第2条第3項)

なお、次の情報を推知させる情報に過ぎないもの(例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等)は、要配慮個人情報には含まない。

ア 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。

また、肌の色は、人種を推知させる情報に過ぎないため、人種には含まない。

イ 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想(例：支持政党名、政治理念、政治活動の経歴等)と信仰(例：信者名簿、宗教法人名、宗派名等)の双方を含むものである。

ウ 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱しえないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

エ 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分(例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等)が該当する。

オ 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受け、これが確定した事実が該当する。

カ 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続きに着手されたものが該当する。

キ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)等の障害があること

当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報(例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを受けていること又は受けていたこと。)も該当する。

ク 健康診断等の結果(※)

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査(診療の過程で行われたものを除く。)等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

なお、健康診断を受診したという事実は該当しない。また、個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

ケ 保健指導、診療・調剤情報（※）

保健指導等を受けたという事実、病院等を受診したという事実、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

（※）遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの（例：将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等）が含まれ得るが、当該情報は、上記ク又はケに該当し得る。

コ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと

他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

サ 本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

(8) 「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

なお、本市では当該情報について条例への規定は行っていない。

2 「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、本市の機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。

4 「行政機関が保有している」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、本市の機関が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、こ

れに含まれ得る。

5 「地方公共団体等行政文書〔中略〕に記録されているものに限る」とは、保有個人情報文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。

したがって、職員が単に記憶しているに過ぎないものは、保有個人情報には該当しない。

6 「行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く」とは、具体的には政令第16条において、行政機関情報公開法において「行政文書」の対象から除外されている事項を参考に、次のとおり規定している。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

イ 当該資料が専用の場所において適切に保存されていること。

ロ 当該資料の目録が作成され、かつ、当該目録が一般の閲覧に供されていること。

ハ 次に掲げる場合を除き、一般の利用の制限が行われていないこと。

(イ) 当該資料に地方公共団体の情報公開条例に規定する不開示情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が記録されていると認められる場合に、当該資料（当該情報が記録されている部分に限る。）の一般の利用を制限すること。

(ロ) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体（国又は独立行政法人等を除く。）又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合に、当該期間が経過するまでの間、当該資料の全部又は一部の一般の利用を制限すること。

(ハ) 当該資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該資料を保有する施設において当該原本が現に使用されている場合に、当該原本の一般の利用の方法又は期間を制限すること。

ニ 当該資料の利用の方法及び期間に関する定めがあり、かつ、当該定めが一般

の閲覧に供されていること。

ホ 当該資料に記録されている個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じていること。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（法第78条第1号）についての判断基準

一 開示請求者（第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(1) 開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通常、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合に当たる情報は、不開示情報とされている。

例：患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示することで病状等の悪化をもたらすことが予見される場合における患者の病状に関する情報。

(2) 「代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう」の趣旨は、本人と当該代理人の利益が相反する場合など、代理人に対して当該本人の保有個人情報を開示することにより、当該本人の生命等を害するおそれがある場合を想定している。

例：児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合における当該告発等の情報。

(3) 本号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）についての判断基準

- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（本号本文）について

- ア 「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、同項第3号の規定により判断する。
- イ 「その他の記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（法第2条第2項に規定する個人識別符号を除く。）をいう。
- ウ 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合があり、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手

段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

エ 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(2) 法令の規定により開示請求者が知ることができる情報等（本号イ）について

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、ここでの「法令」には条例も含まれる。

イ 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知られることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知られることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であったため通知されていなかった場合等がある。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（本号ロ）について

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等の職務の遂行に関する情報（本号ハ）について

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。

例えば、苦情相談に対する担当職員の応答内容に関する情報などがこれに含まれる。

一方、公務員等の住所、生年月日等、あるいは公務員等の勤務態度、勤務成績、処分歴等職員としての身分取扱いに係る情報などは、「職務の遂行に係る情報」に該当しない。

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、同項第2号イに該当する場合には、例外的に、開示することとなる。

この点について、本市では、情報公開条例第7条第1号ウにおいて、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非公開とする個人情報から除外することとしている。ただし、公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分も含めて職務の遂行に係る情報が同条第2号から第5号までの非公開事由に該当する場合は、この限りではないとしており、これに該当しない場合には、公務員等の氏名は、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号）についての判断基準

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（本号本文）について

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は本号の対象から除かれており、その事務又は事業に関する情報は、同項第7号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等、法人等と関連性を有する情報を意味する。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、同項第2号の不開示情報に当たるかどうかも検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（本号ただし書）について

当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は本号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（本号イ）について

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

イ 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

ウ 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

エ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがああり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

オ 法人等の事業者に関する情報であって、法令等の規定により又は慣行として公にされるなど、通常、開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、当該法人等の事業者の「正当な利益を害する」とは認められず、開示することが可能である。

例として、法人に関する登記事項等が考えられる。

(4) 任意に提供された情報（本号ロ）について

ア 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、本市の機関が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

イ 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、本市の機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、本市の機関において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

ウ 「開示しないとの条件」とは、法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。

また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受けられる場合も通常含まれる。

エ 「条件」については、本市の機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。

オ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

カ 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

※1 国の安全等に関する情報（同項第4号）の不開示情報は、本市の機関が開示決定等をする場合には適用がなく、別途、事務又は事業に関する情報（同項第7号）のイを適用し、判断する。

※2 公共の安全等に関する情報（同項第5号）の不開示情報についても同様に、本市の機関が開示決定等をする場合には適用がなく、事務又は事業に関する情報（同項第7号）のロを適用し、判断する。

4 審議、検討等に関する情報（法第78条第1項第6号）についての判断基準

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。
- (2) 「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議等が行われており、これら各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- (3) 「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- (4) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。
- (5) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。
- (6) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時

期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。

(7) 審議、検討等に関する情報については、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

5 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準

七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（本号本文）

ア 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示

の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。

エ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

オ 本号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。

例：同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(2) 「独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関の信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」（本号イ）

ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

イ 「害されるおそれ」とは、国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

ウ 「他国若しくは国際機関（以下「他国等」という。）」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。

エ 「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

オ 「交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

(3) 「独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」（本号ロ）

ア 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

イ 「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

ウ 「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

エ 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又は電子情報処理システムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報もこれに含まれる。

オ 風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ロ以外の事務又は事業に関する不

開示情報の規定により、開示・不開示を判断することになる。

- (4) 「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(本号ハ)

ア 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。

イ 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

ウ 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保することをいう。

エ 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

オ 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

カ 本号ハに列挙された監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示となり得る。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、不開示情報に該当し得る。

- (5) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(本号ニ)

ア 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

イ 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

ウ 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求その他の法令に基づく不服申立てがある。

エ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が一方の当事者として、契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合が考えられる。

(6) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(本号ホ)

例えば、調査研究に係る事務に関する情報の中に、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものが含まれる場合が考えられる。

(7) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(本号ヘ)

人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に關すること。)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。

例えば、人事管理に係る事務に関する情報の中に、人事評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものが含まれている場合が考えられる。

(8) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(本号ト)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。

ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要があり、その範囲は、同項第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第79条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(部分開示)

第七十九条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第一項第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。

法第78条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、本条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2 「容易に区分して除くことができるとき」

(1) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

(2) 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、音声や映像として記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、本法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

4 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報が記録されている場合について（本条第2項）

(1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第78条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、本条第1項の規定により開示することになる。

ただし、本条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

(2) 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

第5 裁量的開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認め、開示するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

(裁量的開示)

第八十条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

法第78条第1項各号の規定が適用され不開示となる場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、高度な行政的判断により、開示することができる。

同項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益の比較衡量が行われる場合があるが、同項各号の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができる。

第6 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第81条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第八十一条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

1 開示請求があったときは、請求に係る保有個人情報を特定したうえで、当該保有個人情報が法第78条第1項各号に規定する不開示情報に該当するか否かを判断して開示決定等を行い、請求者にその旨を通知しなければならない。また、請求に係る保有個人情報を保有していない場合は、その理由を提示して不開示決定を行うことになる。いずれの場合においても、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにすることが前提となっている。

しかし、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、同項各号に規定する不開示情報を開示する結果となる場合があり、この場合には、同項各号の規定により保護される権利利益を損なうことのないよう、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否（存否応答拒否）できるものである。

2 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。例えば、捜査関係事項照会・回答文書や表彰候補者リストなどに関する情報がこれに当たる。

また、存否応答拒否を行うには、次に掲げる要件を備えていることが必要である。

ア 特定の事項、場所、分野等限定した探索的な開示請求が行われたこと。

イ 請求に係る保有個人情報が、法が規定する不開示情報に該当すること。

ウ 当該保有個人情報の存否を答えることによって、開示したのと同様の効果が生じること。

3 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し

得るものであることが必要である。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるのかをできる限り具体的に提示する。

- 4 存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

第7 訂正決定等の審査基準

法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。

（訂正請求に対する措置）

第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

1 訂正請求の対象は、「事実」とし、個人に対する評価・判断等のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、及ばないものとする。

ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。

2 訂正をする旨の決定（本条第1項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報に事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。

なお、請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。

3 訂正しない旨の決定（本条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合

(2) 訂正請求書に法第91条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。

ただし、当該不備を補正することができると思われられる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。

(3) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報が事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合

- (4) 訂正をすることが、当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合
- (5) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行うものとする。

第8 利用停止決定等の審査基準

法第 101 条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下により行う。

（利用停止請求に対する措置）

第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

1 利用停止をする旨の決定（本条第 1 項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

(1) 法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されている場合

「法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、同条第 3 項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

(2) 法第 63 条の規定に違反して取り扱われている場合

「法第 63 条の規定に違反して取り扱われている場合」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合等をいう。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、本市の機関による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における本市の機関の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

(3) 法第 64 条の規定に違反して取得された場合

「法第 64 条の規定に違反して取得された場合」とは、偽りその他不正の手段

により取得した場合をいう。

なお、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供しよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

(4) 法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されている場合

「法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(5) 保有個人情報が法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されている場合

「法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(6) 法第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されている場合

「法第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されている場合」とは、同条の規定に違反して、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供されている場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

2 利用停止しない旨の決定（本条第 2 項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合

(2) 利用停止請求書に法第 99 条第 1 項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第 2 項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による利用停止請求にあっては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。

ただし、当該不備を補正することができると思われる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

(3) 利用停止請求に理由があると認められない場合

(4) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合